

令和2年度第1回行政不服審査会及び
情報公開・個人情報保護審査会 会議録

1. 日 時 令和2年7月3日（金）午後2時15分～2時45分

2. 場 所 名張市役所 3階 301会議室

3. 出席者 委員 辻 陽
同 木村 那津子
同 國富 静代
同 下庄 隆文
同 中野 栄蔵

4. 審議事項

4-1 生産性向上特別措置法第40条第1項の認定の申請を棄却する処分
について
(名張市長)

5. 審議内容

5-1 生産性向上特別措置法第40条第1項の認定の申請を棄却する処分
について

(1) 実施機関からの説明

審査請求の趣旨は、審査請求人が生産性向上特別措置法第40条第1項に基づき行った令和元年10月8日付の認定の申請に対し、名張市が行った令和元年11月12日付名商第278号の認定の申請を棄却する処分の取り消しを求めるものである。

先端設備等の導入促進基本計画は、生産性向上特別措置法第37条第1項の規定に基づき、経済産業省の同意を得て各自治体単位で作成する。名張市においては、平成30年6月に作成している。この計画に基づき、企業が計画を作成し、市町村の認定を受けた場合には、その計画により導入した償却資産に係る固定資産税の減免や免除等の優遇措置を受けることができる。名張市においては、固定資産税の3年間の全額減免を実施している。企業はこの計画の認定を受けるために工業会等が認めた新規設備を導入し、労働生産性を年率3%以上向上する必要がある。また、計画は最長5年間策定することができ、その場合は労働生産性を計画時から15%向

上する必要がある。その他、工業会等が認めた場合、旧モデルと比較して生産効率・精度・エネルギー効率当が年平均1%以上向上するか等の条件がある。

審査請求人は、中小企業庁によるQ&Aに基づき、1事業年度の実績のない企業は原則として認定を受けられないものの、労働生産性を構築する数値を合理的な算出方法で示すことができる場合には認定を受けられると主張している。わずかな準備費用が生じているにすぎないような創業間もない時点であっても、決算同様の手順を踏み、仮決算書や試算表を作成し労働生産性の現状値を把握すれば、これをもって足りるという主張である。審査請求人は、名張市における認定申請に先立ち、他の自治体において令和元年9月19日より事業を開始しており、またそれ以前の企業活動も事業そのものであり、開業行為に過ぎないものではなく、労働生産性を構築する数値は実績値として算定できると述べている。

処分庁は、創業間もない企業においては、先端設備等導入促進基本計画の認定を受けるための労働生産性の現状値及び目標が把握できないことから、原則的に認定を受けられないとしている。ただし、労働生産性の現状値及び目標を把握できる場合には例外的に認定を受けられるが、労働生産性の現状値とは、法の趣旨を踏まえれば、事業開始前の開業行為しか行っていない段階における数値ではなく、今回投入する機械装置を導入しなかった場合の労働生産性の数値であると考えべきであり、労働生産性に関する目標に適合しているとは認められないと主張している。

これらの主張について審理員は、処分庁の決定が妥当であると意見している。中小企業等経営強化法では、創業支援と経営力向上支援とは別に規定しており、あくまで異なるものとされている。また、法に基づく導入促進基本計画は、自治体単位で作成し、申請を受け、労働生産性向上が認められた場合において、自治体が独自に認定する仕組みであることを踏まえれば、他の自治体における事業を実施していたことと、名張市での労働生産性向上は直ちに結びつかず、自治体単位で判断するものと考えられる。審査請求人は、名張市における主たる事業を開始しておらず、開業の準備行為のみを行っていることから、これをもって労働生産性の向上のあるものとは言えず、処分庁の決定に違法性はないというのが審理員の意見である。

(2) 審査内容

上記説明を受け、審議を行った。

○処分庁の判断に特に問題は見られない。審理員の意見書のとおりであ

る。

- 審査請求人と処分庁の双方の主張を見るに、認識が合っていないところがある。審査請求人は、自社の生産性の数値は算出できていると述べている。その数値は、これまでにかかった費用を指している。一方処分庁は、生産性の数値とはこれまでにかかった費用ではなく、先端設備導入前後の比較を数値として示すよう求めている。法の趣旨を踏まえれば、処分庁の見解は妥当である。

この処分庁の主張を受け、審査請求人は、処分庁が求める数値について、他市において既に実施している事業があるため算出可能であると述べているものの、最終的にはその数値を出していない。現にその数値が算出されていれば認定された可能性もあるが、算出されていない以上は不認定とするしかない。

- 審査請求人は、創業間もない企業については原則的に認定を受けられないことを理解しつつ、Q&Aにある「他方で、1事業年度の実績がない場合でも、労働生産性を構成する数値が把握でき、現状値を算出できる場合は、認定を受けることができます。」という例外事項を述べている。この例外事項は、1年間の実績がない場合にも、例えば半年なり3か月なり、現に事業を実施しており、その数値において先端設備導入前後の数値を示すことができれば例外として認められると読める。しかしながら、審査請求人から先端設備導入前後の比較が数値として示されていないため、例外事項に該当しないと判断せざるを得ない。

- 審理員の意見書には、仮に他市の既存施設の事例を取り上げた場合においても、名張市での事業には関係がないと書かれているが、その点については議論の余地がある。他市の既存施設において既に開始している事業の実績値をもって、それを名張市での事業に置き換えた場合の先端設備導入前後の数値を示すことができれば、認定の可能性もあると思われるが。

- Q&Aは経産省が示しているものではなく、解釈が問われる部分である。

- しかし、いずれにしても本件の申請には現状値が示されていない。

- 法の趣旨は生産性の向上である。元々事業を行っており、そこへ先端設備を導入することによって生産性がいくら向上するかということであり、そもそもの実績がなければ生産性の向上を示すことができない。

以上の審議を終え、本件審査請求は棄却されるべきと答申する。
(令和2(処分)答申第1号)

6. 報告

6-1 令和元年度情報公開制度運用状況報告(市民部市民相談室)

請求…126件(公開率97.41%)

公開…62件 非公開…3件

部分公開…51件 文書不存在…17件

なお、1件の請求につき複数の決定がある場合がある。

6-2 令和元年度個人情報保護制度運用状況報告(市民部市民相談室)

個人情報の取扱事務届出…23件

新規…7件 廃止…16件

個人情報の目的外利用…16件

新規…16件

個人情報開示請求…19件(開示率100%)

開示…17件 部分開示…2件